

◇◇◇ 目 次 ◇◇◇

□ 不動産登記関係

- 第1 所有権移転登記－1 所有権移転登記（贈与）
所有権移転登記－2 所有権移転登記（売買1）
所有権移転登記－3 所有権移転登記（売買2）
所有権移転登記－4 所有権移転登記（相続）
- 第2 所有権保存登記
- 第3 抵当権設定登記－1 抵当権設定登記
抵当権設定登記－2 抵当権設定登記
- 第4 抵当権抹消登記
- 第5 所有権登記名義人住所変更登記

□ 商業・法人登記関係

- 第1 会社設立登記
- 第2 新株発行
- 第3 役員変更
- 第4 会社合併
- 第5 本店移転
- 第6 解散，清算人選任
- 第7 清算結了

□ 成年後見関係

- 第1 家庭裁判所に提出する報告書類等の作成
- 第2 任意後見－1
- 第2 任意後見－2

□ 裁判書類作成業務

- 第1 通常訴訟
- 第2 保全手続（債権仮差押）
- 第3 債務の整理－1
債務の整理－2
- 第4 賃料不払いによる建物明渡請求事件の申立書類の作成
- 第5 建物明渡しの強制執行の申立書類の作成

簡裁訴訟代理等関係業務

- 第1 貸付金100万円の貸金返還請求訴訟
- 第2 貸付金100万円の支払督促
- 第3 売買代金50万円の支払いを求める少額訴訟
- 第4 賃料不払いによる建物明渡請求訴訟
- 第5 任意の債務整理
- 第6 過払金返還

その他

- 第1 遺言書作成サポート

【アンケート表について】

以下のとおり地区を区分しています。

北海道地区	北海道
東北地区	宮城県 福島県 山形県 岩手県 秋田県 青森県
関東地区	東京都 神奈川県 埼玉県 千葉県 茨城県 栃木県 群馬県 静岡県 山梨県 長野県 新潟県
中部地区	愛知県 三重県 岐阜県 福井県 石川県 富山県
近畿地区	大阪府 京都府 兵庫県 奈良県 滋賀県 和歌山県
中国地区	広島県 山口県 岡山県 鳥取県 島根県
四国地区	香川県 徳島県 高知県 愛媛県
九州地区	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 鹿児島県 宮崎県 沖縄県

報酬に関するアンケート

《不動産登記関係》

第1 所有権移転登記－1 所有権移転登記（贈与）

贈与を原因とする土地1筆及び建物1棟（固定資産評価額の合計1000万円）の所有権移転登記手続の代理業務を受任し、登記原因証明情報（贈与契約書等）の作成及び登記申請の代理をした場合

[有効回答数：1077]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	21,920円	41,236円	69,810円
東北地区	24,646円	41,219円	79,372円
関東地区	28,936円	47,806円	83,326円
中部地区	28,942円	45,070円	76,466円
近畿地区	29,129円	54,505円	85,484円
中国地区	26,443円	43,788円	72,560円
四国地区	29,714円	44,064円	69,450円
九州地区	27,604円	41,798円	64,579円

【コメント】

たとえば、自宅の土地・建物を子供に贈与した場合には、本事例の登記手続が必要となります。固定資産評価額は、市区町村が固定資産税を課税するための評価額であり、実勢価格と異なります。当事者の確認のため出張する場合等、事案によって報酬は異なります。

なお、報酬のほかに登録免許税（登記を申請する際に納める税金。通常は収入印紙で納めます。）などの費用が別途必要となります。

詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。

第1 所有権移転登記－2 所有権移転登記（売買1）

売買を原因とする土地1筆及び建物1棟（固定資産評価額の合計1000万円）の所有権移転登記手続の代理業務を受任し、登記原因証明情報（売買契約書等）の作成及び登記申請の代理をした場合

〔有効回答数：1091〕

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	22,320円	42,999円	70,527円
東北地区	27,901円	42,585円	77,483円
関東地区	31,105円	51,909円	83,795円
中部地区	32,131円	51,065円	89,414円
近畿地区	36,042円	64,090円	114,279円
中国地区	28,897円	48,035円	79,344円
四国地区	30,380円	51,369円	77,528円
九州地区	27,672円	45,729円	74,880円

【コメント】

固定資産評価額は、売買価格と異なります。金融機関で行う売買代金決済に立ち会うため出張する場合等、事案によって報酬は異なります。

なお、報酬のほかに登録免許税（登記を申請する際に納める税金。通常は収入印紙で納めます。）などの費用が発生します。

詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。

第1 所有権移転登記－3 所有移転登記（売買2）

売買を原因とする土地1筆及び建物1棟（固定資産評価額の合計1000万円）の所有権移転登記手続の代理業務を受任し、面識のない登記義務者（売主）の本人確認情報の作成、登記原因証明情報（売買契約書等）の作成及び登記申請の代理をした場合

〔有効回答数：1028〕

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	30,600円	72,341円	118,922円
東北地区	35,364円	71,997円	138,480円
関東地区	46,017円	91,375円	153,460円
中部地区	40,273円	82,166円	151,215円
近畿地区	44,168円	94,197円	155,436円
中国地区	35,381円	78,029円	133,230円
四国地区	45,723円	83,071円	124,140円
九州地区	37,857円	72,692円	115,492円

【コメント】

この設例は、売買による所有権移転登記を行う際に、売主が登記識別情報又は登記済証を紛失等の理由により提供できず、代理人である司法書士が作成した本人確認情報を用いて登記を完了させた場合です。固定資産評価額は、売買価格と異なります。金融機関で行う売買代金決済に立ち会ったり、そのために出張したりした場合等、事案によって報酬は異なります。

なお、報酬のほかに登録免許税（登記を申請する際に納める税金。通常は収入印紙で納めます。）などの費用が発生します。

詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。

第1 所有権移転登記－4 所有権移転登記（相続）

相続を原因とする土地1筆及び建物1棟（固定資産評価額の合計1000万円）の所有権移転登記手続の代理業務を受任し、戸籍謄本等5通の交付請求、登記原因証明情報（遺産分割協議書及び相続関係説明図）の作成及び登記申請の代理をした場合

※法定相続人は3名で、うち1名が単独相続した場合

〔有効回答数：1098〕

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	28,320円	60,983円	97,843円
東北地区	35,457円	60,667円	99,733円
関東地区	39,212円	65,800円	103,350円
中部地区	37,949円	63,470円	116,580円
近畿地区	45,842円	78,326円	118,734円
中国地区	37,037円	65,670円	111,096円
四国地区	40,683円	65,578円	99,947円
九州地区	38,021円	62,281円	96,892円

【コメント】

固定資産評価額は、実勢価格と異なります。相続を原因とする所有権移転登記の報酬は、相続人や不動産の数等により大きく左右されます。

なお、報酬のほかに登録免許税（登記を申請する際に納める税金。通常は収入印紙で納めます。）や戸籍謄本等の実費などの費用が発生します。

詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。

第2 所有権保存登記

課税価格1000万円の新築建物の所有権保存登記手続の代理業務を受任し、住宅用家屋に関する証明書（減税証明書）の取得及び登記申請の代理をした場合

〔有効回答数：1064〕

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	13,838円	23,592円	45,712円
東北地区	13,588円	22,739円	37,845円
関東地区	14,557円	24,707円	41,938円
中部地区	15,460円	23,708円	37,020円
近畿地区	15,369円	31,299円	55,040円
中国地区	14,621円	26,411円	48,420円
四国地区	14,833円	24,099円	39,106円
九州地区	14,100円	23,800円	41,456円

【コメント】

建物を新築した場合には、建物表題登記をしたうえで、所有権保存登記をします。建物表題登記は、土地家屋調査士の業務です。課税価格は、実勢価格と異なります。

なお、報酬のほかに登録免許税（登記を申請する際に納める税金。通常は収入印紙で納めます。）などの費用が発生します。

詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。

第3 抵当権設定登記－1 抵当権設定登記

土地1筆及び建物1棟に、債権額1000万円とする抵当権設定登記手続の代理業務を受任し、登記原因証明情報（金銭消費貸借契約書等）の作成及び登記申請の代理をした場合

〔有効回答数：1071〕

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	21,360円	36,576円	60,283円
東北地区	23,682円	35,377円	56,073円
関東地区	28,003円	39,267円	62,417円
中部地区	26,956円	38,798円	56,763円
近畿地区	28,841円	46,219円	74,184円
中国地区	28,007円	38,720円	56,567円
四国地区	28,618円	38,303円	54,415円
九州地区	26,504円	37,600円	56,239円

【コメント】

一戸建てやマンションを住宅ローンを組んで購入した場合には債権者が担保を設定しますが、その費用は、借主の負担とされるのが一般的です。一戸建ての場合でも、土地が数筆あるなど、事案によって報酬は異なります。

なお、報酬のほかに登録免許税（登記を申請する際に納める税金。通常は収入印紙で納めます。）などの費用が発生します。

詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。

第3 抵当権設定登記－2 抵当権設定登記

土地1筆及び建物1棟に、債権額1000万円とする抵当権設定登記手続の代理業務を受任し、面識のない登記義務者（設定者）の本人確認情報の作成、登記原因証明情報（金銭消費貸借契約書等）の作成及び登記申請の代理をした場合

〔有効回答数：1004〕

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	29,133円	65,571円	103,596円
東北地区	35,422円	62,060円	99,755円
関東地区	38,871円	74,955円	127,185円
中部地区	41,500円	69,074円	115,453円
近畿地区	43,897円	76,773円	135,280円
中国地区	35,995円	68,361円	110,543円
四国地区	37,244円	70,776円	106,000円
九州地区	40,507円	64,754円	98,432円

【コメント】

この設例は、抵当権設定登記を行う際に、所有者が登記識別情報又は登記済証を紛失等の理由により提供できず、代理人である司法書士が作成した本人確認情報を用いて登記を完了させた場合です。一戸建ての場合でも、土地が数筆あるなど、事案によって報酬は異なります。

なお、報酬のほかに登録免許税（登記を申請する際に納める税金。通常は収入印紙で納めます。）などの費用が発生します。

詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。

第4 抵当権抹消登記

土地1筆及び建物1棟の抵当権抹消登記手続の代理業務を受任し、登記原因証明情報（解除証書等）の作成及び登記申請の代理をした場合

〔有効回答数：1085〕

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	8,358円	15,532円	30,120円
東北地区	8,307円	13,863円	22,091円
関東地区	9,536円	15,613円	26,001円
中部地区	9,839円	16,638円	35,220円
近畿地区	9,933円	18,795円	32,444円
中国地区	9,471円	15,289円	26,682円
四国地区	9,917円	14,409円	21,562円
九州地区	9,737円	13,821円	22,676円

【コメント】

住宅ローンなどの借入を完済した場合には、そのローンのために設定されていた担保の登記を抹消する必要があります。一戸建ての場合でも、土地が数筆あるなど、事案によって報酬は異なります。

なお、報酬のほかに登録免許税（登記を申請する際に納める税金。通常は収入印紙で納めます。）などの費用が発生します。

詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。

第5 所有権登記名義人住所変更登記

土地1筆及び建物1棟に登記されている所有者の住所変更登記手続の代理業務を受任し、住民票の写し1通の交付請求及び登記申請の代理をした場合

[有効回答数：1088]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	7,000円	12,271円	23,414円
東北地区	7,158円	10,836円	16,162円
関東地区	8,083円	12,123円	19,069円
中部地区	8,660円	12,933円	29,882円
近畿地区	7,809円	13,196円	21,353円
中国地区	7,487円	11,816円	17,720円
四国地区	7,517円	11,232円	16,773円
九州地区	7,630円	11,233円	16,752円

【コメント】

一戸建ての場合でも、土地が数筆あるなど、事案によって報酬は異なります。

なお、報酬のほかに登録免許税（登記を申請する際に納める税金。通常は収入印紙で納めます。）などの費用が発生します。

詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。

《 商 業 ・ 法 人 登 記 関 係 》

第 1 会 社 設 立 登 記

発起人2名，資本金の額500万円の株式会社の発起設立による設立登記手続の代理業務を受任し，定款，議事録，その他証明書等の全ての書類（登記に必要な書類）を作成し，定款認証手続及び登記申請の代理をした場合

[有効回答数：1004]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	58,500円	98,172円	165,600円
東北地区	57,514円	102,399円	199,173円
関東地区	51,220円	99,611円	172,877円
中部地区	60,448円	100,304円	165,497円
近畿地区	58,605円	106,880円	172,813円
中国地区	61,782円	102,486円	164,667円
四国地区	71,667円	108,525円	171,750円
九州地区	56,282円	103,635円	175,300円

【コメント】

設立時の出資者が2名であり，出資者全員が発起人となる株式会社の設立登記を司法書士に依頼した場合の報酬額です。株式会社は，本店所在地において設立登記をすることにより成立します。登記には，定款や出資の履行を証する書面，設立時取締役の選任を証する書面等が必要です。会社の形態により必要となる書面が異なりますので，作成する書面の種類と内容により報酬が異なります。

また，司法書士報酬のほか，登録免許税（登記を申請する際に納める税金。通常は収入印紙で納めます。）や定款認証の費用（公証人の手数料等及び定款に貼付する印紙（電子認証の場合は不要）等）等が別途必要です。税額は，資本金の額×税率1000分の7ですが，15万円に満たない場合は15万円となります。

詳細については，あらかじめ司法書士に確認してください。

第2 新株発行

株式引受人3名、発行価格500万円の募集株式の発行による発行済株式総数及び資本の総額の変更登記手続の代理業務を受任し、株主総会議事録、取締役会議事録、株式申込証等の全ての書類（登記に必要な書類）を作成し、登記申請の代理をした場合

〔有効回答数：778〕

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	26,760円	45,953円	80,133円
東北地区	24,383円	47,960円	84,891円
関東地区	27,331円	52,819円	95,739円
中部地区	29,040円	51,757円	95,267円
近畿地区	30,276円	57,705円	119,716円
中国地区	27,976円	54,840円	116,333円
四国地区	27,000円	52,810円	87,967円
九州地区	28,272円	47,603円	85,428円

【コメント】

株式会社が新たに出資者3名に対し、500万円分の株式を発行した場合の変更登記を司法書士に依頼した場合の報酬額です。会社の形態により必要となる書面が異なりますので、作成する書面の種類と内容により報酬が異なります。

また、司法書士報酬のほか、増加した資本の額に応じた登録免許税（登記を申請する際に納める税金。通常は収入印紙で納めます。）等の費用が別途必要です。税額は、増加した資本金の額×1000分の7ですが、3万円に満たない場合は3万円となります。

詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。

第3 役員変更

取締役3名，代表取締役1名，監査役1名の取締役会設置会社たる株式会社において，定時株主総会終結により役員全員が任期満了し改選した場合の変更登記手続の代理業務を受任し，株主総会議事録，取締役会議事録等の全ての書類を作成し，登記申請の代理をした場合

[有効回答数：1036]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	18,378円	27,029円	40,735円
東北地区	17,308円	27,921円	47,775円
関東地区	14,216円	28,851円	47,506円
中部地区	18,800円	30,109円	58,185円
近畿地区	17,329円	30,343円	50,997円
中国地区	18,262円	30,978円	54,525円
四国地区	18,571円	31,335円	51,856円
九州地区	17,577円	28,303円	45,952円

【コメント】

取締役3名，代表取締役1名，監査役1名で取締役会がある株式会社の取締役及び監査役の任期（最長10年 通常は取締役2年，監査役4年）が満了し改選（再任を含む）した場合の変更登記を司法書士に依頼した場合の報酬額です。会社の形態により必要となる書面が異なりますので，作成する書面の種類と内容により報酬が異なります。

また，司法書士報酬のほか，登録免許税（登記を申請する際に納める税金。通常は収入印紙で納めます。）等の費用が別途必要です。税額は，資本金の額が1億円以下の会社の場合1万円，その他は3万円となります。

詳細については，あらかじめ司法書士に確認してください。

第4 会社合併

ともに大会社でない2社間における吸収合併で、存続会社の合併による変更登記及び消滅会社の解散登記手続の代理業務を受任し、合併後の存続会社の資本金の額が3000万円の場合で、合併契約書、議事録等の全ての書類（登記に必要な書類）を作成し、公告手続の代行及び登記申請の代理をした場合

[有効回答数：537]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	23,800円	142,105円	412,000円
東北地区	23,720円	126,593円	301,520円
関東地区	53,960円	147,798円	376,714円
中部地区	50,686円	147,636円	349,714円
近畿地区	56,210円	155,351円	305,914円
中国地区	44,640円	149,735円	375,000円
四国地区	50,000円	141,269円	375,000円
九州地区	56,667円	144,482円	298,000円

【コメント】

ともに大会社でない2つの会社の一方がもう一方の会社を吸収して存続し、もう一方の会社が解散し消滅する場合の変更登記等を司法書士に依頼した場合の報酬額です。

存続会社について行う合併による変更登記と、消滅会社について行う解散登記を同時に申請することになりますが、作成する書面の種類や難易度、内容により司法書士報酬が異なります。

また、司法書士報酬のほか、登録免許税（登記を申請する際に納める税金。通常は収入印紙で納めます。）や官報・日刊新聞への公告、あるいは電子広告をするための費用が別途必要です。この設例の場合は、公告手続を代行した場合の報酬額が含まれています。

詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。

※大会社とは、資本金の額が5億円又は負債の額が200億円以上の株式会社をいいます。

第5 本店移転

取締役会設置会社である株式会社の本店を管轄登記所の区域外へ移転した場合の本店移転登記手続の代理業務を受任し、株主総会議事録、取締役会議事録等の全ての書類（登記に必要な書類）を作成し、登記申請の代理をした場合

〔有効回答数：896〕

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	21,350円	43,320円	78,900円
東北地区	18,511円	41,404円	84,217円
関東地区	21,194円	47,466円	84,181円
中部地区	19,913円	44,744円	86,691円
近畿地区	26,647円	47,088円	79,611円
中国地区	18,147円	43,992円	89,167円
四国地区	18,800円	39,758円	72,500円
九州地区	18,669円	39,716円	70,341円

【コメント】

株式会社の本店を登記所の管轄区域外に移転した場合の本店移転登記を司法書士に依頼した場合の報酬額です。本店を現在の行政区域外に移す場合は、株主総会で定款を変更する必要があります。取締役会が設置されている会社の場合、具体的な移転場所については取締役会で決めることになるので各議事録の作成が必要です。

また、司法書士報酬のほか、登録免許税（登記を申請する際に納める税金。通常は収入印紙で納めます。）等の費用が別途必要です。税額は、新旧本店所在地におけるそれぞれの登記申請につき3万円ずつ、計6万円となります。

詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。

第6 解散, 清算人選任

株主総会決議による株式会社の解散及び清算人選任登記手続の代理業務を受任し, 株主総会議事録等の全ての書類(登記に必要な書類)を作成し, 登記申請の代理をした場合

[有効回答数: 945]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	22,570円	43,489円	70,120円
東北地区	21,986円	42,505円	84,020円
関東地区	27,030円	44,543円	81,900円
中部地区	24,335円	46,591円	102,316円
近畿地区	27,444円	49,532円	89,429円
中国地区	25,589円	49,705円	111,429円
四国地区	27,486円	45,130円	77,550円
九州地区	21,988円	44,158円	91,303円

【コメント】

株式会社が解散の決議をした場合の解散及び清算人に関する登記を司法書士に依頼した場合の報酬額です。代表清算人の選任方法により作成する書面が異なり, 司法書士報酬も異なります。

また, 司法書士報酬のほか, 登録免許税(登記を申請する際に納める税金。通常は収入印紙で納めます。)等の費用が別途必要です。税額は, 解散登記3万円, 清算人の登記9000円となります。

詳細については, あらかじめ司法書士に確認してください。

第7 清算結了

解散会社から清算結了登記手続の代理業務を受任し、株主総会議事録等の全ての書類（登記に必要な書類）を作成し、登記申請の代理をした場合

〔有効回答数：930〕

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	9,110円	24,638円	51,300円
東北地区	12,387円	26,171円	52,033円
関東地区	11,144円	27,159円	46,655円
中部地区	12,535円	27,685円	48,573円
近畿地区	11,133円	27,482円	52,853円
中国地区	12,109円	26,449円	44,043円
四国地区	16,500円	27,809円	44,343円
九州地区	11,931円	26,102円	49,393円

【コメント】

解散した会社の清算事務が終了した場合の清算結了登記を司法書士に依頼したときの報酬額です。清算結了の登記申請には、清算人の清算事務が終了したことの報告書及びこれを承認した株主総会の議事録が必要となります。

また、司法書士報酬のほか、登録免許税（登記を申請する際に納める税金。通常は収入印紙で納めます。）等の費用が別途必要です。税額は、2000円となります。

詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。

《 成年後見関係 》

第1 家庭裁判所に提出する報告書類等の作成

成年後見人候補者から家庭裁判所に提出する報告書類等の作成業務を受任し、書類を作成した場合

[有効回答数：494]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	9,000円	56,732円	129,000円
東北地区	8,333円	46,277円	117,600円
関東地区	11,700円	57,792円	109,467円
中部地区	10,043円	50,455円	161,333円
近畿地区	8,300円	65,573円	148,229円
中国地区	17,200円	62,170円	117,429円
四国地区	15,000円	56,780円	101,600円
九州地区	7,889円	55,042円	117,022円

【コメント】

成年後見制度には、本人の判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の制度があり、「保佐」「補助」には同意権及び代理権の範囲をどのようにするかという問題もあり、「後見」の場合と報酬が異なることもあります。

司法書士報酬のほかに、申立には収入印紙及び切手を裁判所に予納しなければならず、鑑定費用の予納が必要となる場合もあります。

詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。

第2 任意後見－1

任意後見人に就任した場合における定額報酬の月額

〔有効回答数：289〕

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	9,320円	28,593円	55,000円
東北地区	19,375円	28,464円	55,000円
関東地区	16,867円	32,509円	62,083円
中部地区	11,800円	27,672円	50,000円
近畿地区	13,333円	31,195円	52,500円
中国地区	18,333円	28,329円	48,000円
四国地区	10,000円	35,787円	129,600円
九州地区	10,200円	32,573円	92,400円

【コメント】

司法書士が任意後見人に就任した場合には、原則として1月又は2月に1回、本人と面接し、医師やヘルパー、親族等と協力して本人の生活状況と健康状態を把握し、財産管理及び身上監護のための事務を行います。

司法書士は、本人との間で任意後見契約を締結する時に、継続的管理事務の報酬として定額報酬を定め、本人の財産の中からその支払いを受けることになります。

詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。

第2 任意後見－2

任意後見受任者にならない場合において、任意後見契約書原案を作成し、公証人役場へ同道する等、契約締結のサポートをした場合

[有効回答数：314]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	20,000円	66,020円	120,000円
東北地区	12,500円	60,615円	107,500円
関東地区	25,455円	84,445円	197,280円
中部地区	15,200円	75,914円	185,333円
近畿地区	28,500円	96,734円	161,600円
中国地区	11,467円	72,279円	186,667円
四国地区	30,000円	84,733円	150,000円
九州地区	27,500円	83,292円	196,667円

【コメント】

司法書士は、自身が任意後見受任者にならない場合でも、委任者本人と第三者が公証人役場で行う任意後見契約の締結のサポートを行います。公証人役場へ同道した場合、出張日当がかかる場合があります。

詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。

《 裁 判 書 類 作 成 業 務 》

第 1 通常訴訟

建築工事請負代金500万円を請求するため、地方裁判所に提出する書類の作成業務を受任し、請負代金請求訴訟の訴状を作成した場合（ただし、準備書面、証拠説明書等の作成は含まない。）

〔有効回答数：427〕

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	26,667円	68,509円	160,000円
東北地区	22,500円	73,479円	177,500円
関東地区	20,082円	68,650円	168,200円
中部地区	30,000円	67,682円	190,000円
近畿地区	25,407円	75,475円	160,000円
中国地区	26,667円	85,097円	333,333円
四国地区	30,000円	85,245円	253,520円
九州地区	27,936円	79,167円	251,250円

【コメント】

訴訟は、訴状の裁判所への提出、相手方への訴状送達、口頭弁論期日の指定、口頭弁論、証拠調べ、判決等の流れで進みますが、判決に至るまでのそれぞれの段階で準備書面、証拠申立書、証拠説明書等を提出し、また相手方の対応次第では他の様々な申立てを要する場合があります。上記の金額は第1段階である裁判所提出の訴状の作成報酬のみです。訴訟進行に沿って作成する準備書面等の報酬は含まれませんので、詳細については司法書士にお尋ねください。

なお、通常訴訟以外にも、支払督促手続、民事調停申立、家事審判調停申立、起訴前の和解申立等々の裁判所に提出する書類作成は全て司法書士の業務ですので最寄りの会員にご相談ください。

第2 保全手続（債権仮差押）

約束手形債権を被保全債権として債務者の第三債務者に対する売掛債権を仮差押するため地方裁判所へ提出する書類の作成業務を受任し、債権仮差押命令申立書を作成した場合（ただし、保証供託手続報酬を含み、疎明資料の作成は含まないものとする。）

〔有効回答数：272〕

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	30,000円	63,367円	100,000円
東北地区	32,500円	70,508円	175,000円
関東地区	19,429円	63,039円	109,444円
中部地区	30,000円	58,242円	136,000円
近畿地区	26,667円	75,741円	186,000円
中国地区	28,333円	69,972円	225,000円
四国地区	32,400円	91,376円	162,000円
九州地区	27,143円	83,722円	240,000円

【コメント】

民事保全には仮差押と仮処分がありますが、いずれも申立人の主張、疎明により決定されますので担保提供が条件となることが通常です。この場合、供託所に金銭供託をすることとなります。上記は債権仮差押申立書作成及び供託手続に関する報酬です。

また、仮差押は債権の他に不動産、動産、自動車、建設機械などもできますが、相手方の財産の種類により手続が異なりますので、詳細については司法書士にお尋ねください。

第3 債務の整理－1

以下の裁判所に提出する書類の作成業務を受任し、各消費者金融会社取引記録の開示を求め、各申立書（申立てに必要な附属書類を含む。）を作成した場合

〔個人民事再生事件の申立書類の作成〕

残借金400万円を返済するのは困難だが、元金が減額されれば分割返済も可能な場合（ただし、住宅ローンはない。）

〔有効回答数：412〕

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	40,000円	219,333円	352,000円
東北地区	80,000円	213,049円	341,167円
関東地区	34,660円	207,797円	353,556円
中部地区	50,600円	207,108円	306,089円
近畿地区	112,222円	240,827円	359,556円
中国地区	80,000円	207,939円	343,000円
四国地区	20,000円	225,105円	324,000円
九州地区	46,700円	218,329円	321,082円

【コメント】

残借金400万円のうち一定の金額について分割して返済を行う計画を立て、この返済計画が裁判所に認められれば、残りの借金は免除されるという個人民事再生手続では、減額された元金を原則として3年間で返済していくことになります。

上記は個人民事再生手続開始申立書の作成報酬ですが、事案の複雑さや要する労力・時間等により、その報酬金額は異なります。詳細については司法書士にお尋ねください。

第3 債務の整理－2

以下の裁判所に提出する書類の作成業務を受任し、各消費者金融会社に取り記録の開示を求め、各申立書（申立てに必要な附属書類を含む。）を作成した場合

〔個人破産免責事件の申立書類の作成〕

残借金が多く、とても返済できる状況ではない場合
（毎月の返済額が毎月の収入額を超える場合）

〔有効回答数：495〕

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	53,333円	163,133円	293,333円
東北地区	85,743円	171,496円	316,600円
関東地区	73,000円	169,220円	286,364円
中部地区	87,800円	170,378円	296,400円
近畿地区	87,640円	195,726円	292,333円
中国地区	86,000円	160,337円	227,333円
四国地区	61,600円	163,683円	250,000円
九州地区	87,059円	169,461円	240,650円

【コメント】

任意整理（分割弁済の和解など）や個人民事再生の方法によって将来の収入で借金の返済が可能な場合と異なり、借金の額が多すぎて返済が困難な場合は、裁判所に自己破産申立、同時に免責許可申立を行い、免責許可決定を受ければ借金が全て免除されます。

上記は破産申立書（個人債務者が自己破産の申立をした場合原則として免責許可申立をしたものとみなされます。）の作成報酬ですが、事案の複雑さや要する労力・時間等により、その報酬金額は異なります。詳細については司法書士にお尋ねください。

第4 賃料不払いによる建物明渡請求事件の申立書類の作成

建物賃貸借契約において一ヶ月金10万円の賃料を10ヶ月分滞納しているのでその建物の明渡しを求めるため、地方裁判所に提出する書類の作成業務（申立てに必要な附属書類を含む。）を受任し、建物明渡請求訴訟の訴状を作成した場合

〔有効回答数：372〕

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	31,200円	88,859円	231,000円
東北地区	26,220円	85,270円	238,800円
関東地区	26,125円	77,668円	182,667円
中部地区	32,326円	71,264円	141,000円
近畿地区	27,730円	87,742円	193,750円
中国地区	28,750円	83,093円	240,000円
四国地区	49,029円	81,380円	156,000円
九州地区	29,647円	86,013円	195,000円

【コメント】

上記は建物明渡請求訴訟申立書の作成報酬ですが、事案の複雑さや要する労力・時間等により、その報酬金額は異なります。また、賃貸人は賃借人に対し、裁判所に本訴訟の書類を提出する前に、あらかじめ内容証明郵便で、滞納賃料の支払いと一定期日までにその支払いがないときには賃貸借契約を解除する旨を通知することが通常ですが、これをも依頼された場合の作成報酬は含まれていません。

詳細については司法書士にお尋ねください。

第5 建物明渡しの強制執行の申立書類の作成

建物明渡訴訟の勝訴判決に基づき明渡しを求めるため、地方裁判所に提出する書類の作成業務（申立てに必要な附属書類を含む。）を受任し、建物明渡しの強制執行申立の書類を作成した場合

〔有効回答数：327〕

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	30,000円	77,672円	200,000円
東北地区	22,592円	57,095円	111,600円
関東地区	20,355円	59,402円	105,722円
中部地区	27,767円	56,907円	152,000円
近畿地区	28,333円	74,707円	237,500円
中国地区	28,750円	82,286円	225,000円
四国地区	30,000円	58,925円	108,000円
九州地区	26,556円	75,633円	235,000円

【コメント】

建物明渡訴訟に勝訴した場合、賃借人が任意に明け渡せばよいのですが、それをしない場合には、あらためて執行裁判所に強制執行の申し立てをすることを要します。強制執行は訴訟とは別個の手続きです。

上記は強制執行申立書の作成報酬ですが、事案の複雑さや要する労力・時間等により、その報酬金額は異なります。詳細については司法書士にお尋ねください。

《 簡 裁 訴 訟 代 理 等 関 係 業 務 》

第 1 貸付金 100 万円の貸金返還請求訴訟

貸付金 100 万円の返還請求事件を簡易裁判所における訴訟代理人として受任し、通常訴訟を提起し、勝訴判決を得た場合

原告【着手金】 [有効回答数：365]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	15,000円	67,467円	108,000円
東北地区	28,333円	66,468円	162,333円
関東地区	23,333円	67,820円	114,800円
中部地区	20,000円	59,434円	108,857円
近畿地区	19,500円	73,102円	168,900円
中国地区	15,000円	63,729円	164,800円
四国地区	20,000円	65,276円	126,000円
九州地区	45,926円	74,032円	136,600円

原告【成功報酬額】 [有効回答数：369]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	25,000円	109,043円	200,000円
東北地区	43,125円	118,633円	200,000円
関東地区	41,891円	115,449円	204,364円
中部地区	43,333円	111,426円	196,000円
近畿地区	35,857円	126,204円	208,923円
中国地区	26,667円	110,093円	204,000円
四国地区	30,000円	115,095円	200,000円
九州地区	43,800円	112,980円	215,000円
参考：成功報酬割合	最小値	平均値	最大値
	10.0%	16.1%	25.0%

【コメント】

訴訟を提起する前に内容証明郵便で相手方に貸金の返還請求をすることがありますが、その報酬は、着手金には含まれていない場合があります。

着手金とは、司法書士に事件を委任した際に支払う金額です。着手金は、業務の着手に対する報酬であると考えられていることから、依頼された業務が不成功に終わったとしても返還されません。

成功報酬とは、勝訴した場合又は任意に貸付金が回収できた場合などに、司法書士に支払う金額です。成功報酬の額は、回収した金額、事案の複雑さ、裁判や回収に要した労力等を考慮して、各司法書士が定めています。

そのほか、遠隔地への出張等の場合には、日当や旅費が発生する場合があります。

着手金や報酬等の他に裁判所に提出する印紙や切手代等の実費が別途必要になります。

第2 貸付金100万円の支払督促

貸付金100万円の返還請求事件を簡易裁判所における訴訟代理人として受任し、支払督促の申立を行い、仮執行宣言付支払督促が確定した場合

※ 支払督促手続とは金銭等の支払いを求める手続で、裁判所は、書面審査のみで債務者の言い分を聞かずに支払督促を発し、債務者はこれに対して異議を申し立てることができません。債務者が支払督促の送達を受けた後、二週間以内に異議を申し立てないときは、裁判所は仮執行宣言を付して、これによって、執行（強制的に取り立てること）をすることができます。

【着手金】 [有効回答数：308]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	10,000円	55,789円	100,000円
東北地区	22,200円	53,658円	125,000円
関東地区	16,250円	53,995円	122,727円
中部地区	17,000円	44,278円	112,500円
近畿地区	17,500円	53,223円	112,571円
中国地区	18,000円	54,648円	154,000円
四国地区	10,000円	54,894円	108,000円
九州地区	18,571円	59,168円	118,600円

【成功報酬額】 [有効回答数：280]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	20,000円	85,556円	200,000円
東北地区	20,500円	84,444円	200,000円
関東地区	21,200円	87,003円	204,571円
中部地区	23,467円	72,521円	141,500円
近畿地区	19,240円	98,796円	212,889円
中国地区	8,484円	71,908円	150,000円
四国地区	40,000円	96,400円	200,000円
九州地区	19,400円	91,581円	184,800円
参考：成功報酬割合	最小値	平均値	最大値
	10.0%	18.0%	25.0%

【コメント】

訴訟を提起する前に内容証明郵便で相手方に貸金の返還請求をすることがありますが、その報酬は、着手金には含まれていない場合があります。

着手金、成功報酬等の意味については、前間のコメントを参照してください。

着手金や報酬等の他に裁判所に提出する印紙や切手代等の実費が別途必要になります。

また、相手方からの異議により通常の訴訟に移行した場合には、報酬等も異なってくる場合がありますので、ご注意ください。

詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。

第3 売買代金50万円の支払いを求める少額訴訟

貸付金50万円の返還請求事件を簡易裁判所における訴訟代理人として受任し、少額訴訟を提起し、勝訴判決を得た場合

※ 少額訴訟とは、60万円以下の金銭の支払いを求める場合に限り利用することができ、1回の期日審理で判決をすることを原則とし、判決に対する控訴ができない特別な訴訟手続である。

【着手金】 [有効回答数：309]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	20,000円	56,968円	100,000円
東北地区	20,800円	52,031円	100,000円
関東地区	18,850円	56,076円	120,909円
中部地区	16,875円	48,526円	102,286円
近畿地区	15,000円	56,587円	142,320円
中国地区	16,667円	57,833円	133,333円
四国地区	20,000円	45,714円	108,000円
九州地区	21,000円	54,844円	104,750円

【成功報酬額】 [有効回答数：300]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	15,000円	54,400円	100,000円
東北地区	27,500円	66,669円	119,000円
関東地区	23,125円	60,494円	114,182円
中部地区	26,200円	56,043円	100,000円
近畿地区	17,800円	67,813円	116,500円
中国地区	15,000円	66,833円	175,000円
四国地区	30,000円	57,646円	100,000円
九州地区	18,000円	62,248円	125,000円
参考：成功報酬割合	最小値	平均値	最大値
	10.0%	15.0%	25.0%

【コメント】

訴訟を提起する前に内容証明郵便で相手方に貸金の返還請求をすることがありますが、その報酬は、着手金には含まれていない場合があります。

着手金、成功報酬等の意味については、前問のコメントを参照してください。

着手金や報酬等の他に裁判所に提出する印紙や切手代等の実費が別途必要になります。

また、相手方からの異議により通常の訴訟に移行した場合は、報酬等も異なってくる場合がありますので、ご注意ください。

詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。

第4 賃料不払いによる建物明渡請求訴訟

80万円の賃料滞納（月10万円）を理由とする建物明渡請求事件を簡易裁判所における訴訟代理人として受任し、通常訴訟を提起し、勝訴判決を得た場合

原告【着手金】 [有効回答数：335]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	20,000円	71,900円	119,000円
東北地区	32,600円	71,469円	187,333円
関東地区	22,222円	69,109円	132,400円
中部地区	18,000円	57,314円	118,500円
近畿地区	24,667円	73,038円	163,900円
中国地区	28,000円	69,304円	155,000円
四国地区	20,000円	66,375円	108,000円
九州地区	46,842円	85,515円	166,667円

原告【成功報酬額】 [有効回答数：334]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	30,000円	126,383円	485,000円
東北地区	46,667円	113,818円	221,500円
関東地区	44,000円	98,814円	194,350円
中部地区	46,000円	92,266円	165,360円
近畿地区	23,050円	110,902円	225,000円
中国地区	17,124円	84,437円	200,000円
四国地区	50,000円	108,057円	172,800円
九州地区	43,400円	102,920円	240,760円
参考：成功報酬割合	最小値	平均値	最大値
	10.0%	16.7%	25.0%

【コメント】

多くの場合、裁判所に訴訟を提起する前に、あらかじめ内容証明郵便で相手方に賃料の支払いと期日までに支払いがない場合には賃貸借契約を解除する旨の通知を出しますが、その報酬は、着手金の中に含まれていない場合があります。

着手金とは、司法書士に事件を委任した際に支払う金額です。着手金は、業務の着手に対する報酬であると考えられていることから、依頼された業務が不成功に終わったとしても返還されません。

成功報酬は、勝訴した場合又は任意に建物の明渡しがあった場合に、司法書士に支払う金額です。成功報酬の額は、事案の複雑さ、裁判や明渡に要した労力を考慮して、各司法書士が定めています。

そのほか、遠隔地への出張等の場合には、日当や旅費が発生する場合があります。

着手金や報酬等の他に裁判所に提出する印紙や切手代等の実費が別途必要になります。

詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。

第5 任意の債務整理

債権者5社、債務額各50万円の債務整理事件を受任し、任意交渉の結果、分割払いの和解が成立した場合

【着手金】 [有効回答数：395]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	26,667円	85,876円	150,000円
東北地区	8,750円	88,094円	177,000円
関東地区	9,091円	68,828円	158,364円
中部地区	16,844円	71,918円	155,143円
近畿地区	10,000円	78,374円	154,000円
中国地区	26,000円	92,938円	154,000円
四国地区	10,800円	78,832円	160,000円
九州地区	17,000円	83,831円	152,750円

【成功報酬額】 [有効回答数：321]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	22,500円	106,896円	225,000円
東北地区	16,667円	95,000円	160,000円
関東地区	23,750円	99,835円	187,615円
中部地区	21,160円	110,420円	330,000円
近畿地区	42,692円	96,846円	164,727円
中国地区	37,500円	117,609円	350,000円
四国地区	50,000円	86,371円	200,000円
九州地区	28,750円	89,143円	162,500円
参考：成功報酬割合	最小値	平均値	最大値
	10.0%	18.3%	25.0%

【コメント】

この設例のような事件において司法書士は、債務者を代理して債務弁済の交渉をします。また、借入金利が利息制限法を超えていた場合には、これを利息制限法に定める利率に引き直した上で、その交渉をすることになります。

着手金とは、司法書士に事件を委任した際に支払う金額です。着手金は、業務の着手に対する報酬であると考えられていることから、依頼された業務が不成功に終わったとしても返還されません。

成功報酬とは、勝訴した場合又は任意に貸付金が回収できた場合などに、司法書士に支払う金額です。成功報酬の額は、回収した金額、事案の複雑さ、裁判や回収に要した労力等を考慮して、各司法書士が定めています。

そのほか、遠隔地への出張等の場合には、日当や旅費が発生する場合があります。

詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。

第6 過払金返還

消費者金融会社1社、債務額50万円の債務整理事件を受任し、過払金50万円の返還を求める不当利得返還請求訴訟を提起した結果、50万円を支払う旨の和解が成立し、同額を回収した場合

【着手金】 [有効回答数：384]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	12,900円	40,419円	100,000円
東北地区	8,200円	32,678円	99,450円
関東地区	8,727円	33,858円	86,620円
中部地区	10,000円	28,521円	54,167円
近畿地区	10,000円	36,516円	87,600円
中国地区	18,000円	38,400円	91,667円
四国地区	10,000円	43,425円	120,000円
九州地区	7,857円	32,963円	104,893円

【成功報酬額】 [有効回答数：489]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	20,667円	88,338円	130,133円
東北地区	39,167円	93,059円	154,880円
関東地区	45,483円	96,068円	187,299円
中部地区	45,313円	93,433円	171,714円
近畿地区	45,109円	91,203円	135,286円
中国地区	40,000円	86,939円	115,000円
四国地区	45,000円	94,520円	150,000円
九州地区	44,286円	90,675円	120,150円
参考：成功報酬割合	最小値	平均値	最大値
	10.0%	17.0%	25.0%

【コメント】

依頼者と消費者金融会社との取引を利息制限法所定の利率に引き直した結果、過払金が発生している場合には、消費者金融会社を相手として過払金返還訴訟を提起することになります。

着手金とは、司法書士に事件を委任した際に支払う金額です。着手金は、業務の着手に対する報酬であると考えられていることから、依頼された業務が不成功に終わったとしても返還されません。

成功報酬とは、勝訴した場合又は任意に貸付金が回収できた場合などに、司法書士に支払う金額です。成功報酬の額は、回収した金額、事案の複雑さ、裁判や回収に要した労力等を考慮して、各司法書士が定めています。

そのほか、遠隔地への出張等の場合には、日当や旅費が発生する場合があります。

詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。

《 その他 》

第1 遺言書作成サポート

遺言公正証書の原案を起案し、公証人役場へ同行し、立会証人となり、公正証書遺言作成嘱託のサポートをした場合

[有効回答数：823]

	低額者10%の平均	全体の平均値	高額者10%の平均
北海道地区	17,971円	49,141円	89,200円
東北地区	15,317円	43,394円	92,711円
関東地区	18,181円	60,232円	112,949円
中部地区	16,000円	55,299円	158,264円
近畿地区	20,363円	67,296円	141,269円
中国地区	16,111円	46,962円	105,046円
四国地区	8,850円	40,641円	104,000円
九州地区	17,917円	49,069円	102,920円

【コメント】

この設例においては、作成する原案の複雑さの程度、原案を作成するまでに要した相談の回数や時間、証人となることなどが考慮されているものと考えられます。

なお、この設例においては、遺言執行者としての報酬は含まれていません。

詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。